

介護老人保健施設 赤岩荘（通所リハビリテーション）
（介護予防通所リハビリテーション）

重要事項説明書

1. 施設の概要

（１）施設の名称等

- ・施設名 光生会 介護老人保健施設 赤岩荘
- ・開設年月日 平成5年4月1日
- ・所在地 愛知県豊橋市多米町字大門 10 番地
- ・電話番号 0532-66-1123（代表電話）
0532-66-1220（通所リハビリ直通電話）
- ・ファックス番号 0532-66-1126
- ・管理者名 医師 玉木 昌子
- ・介護保険指定番号 2352080028

（２）事業の目的

要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションやレクリエーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的としています。

（３）運営方針

- ① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って居宅介護サービスの提供に努めます。
- ② ケアマネジャーや各関係機関との連携に努めます。

（４）施設の職員体制

職 種	人 員	業務内容
・医 師	1	医学的管理
・看護職員	5	看護全般
・介護職員（介護福祉士）	12（7）	ケア全般
・理学療法士・作業療法士 言語聴覚士	12	リハビリテーション
・管理栄養士	1	栄養管理
・歯科衛生士	1	口腔ケア管理

- （５）通所定員 90 名 ／日 1 単位目 50 名
2 単位目 40 名（令和8年8月1日より）

（６）営業日及び営業時間

- ①営業日 月～土（ただし12月30日～1月3日は除く）
- ②営業時間 8：00～17：30
- ③サービス提供時間 8：45～16：00
- ④電話対応時間 7：30～17：30（通所リハビリ直通電話66-1220）

（７）通常の事業の実施地域

豊橋市全域（応相談）

2. サービス内容

- (1) 通所リハビリテーション計画の立案
- (2) 機能訓練
- (3) 入浴（一般浴、機械浴）
- (4) 食事 昼食 12：00～ おやつ 14：30～
- (5) 健康チェック
- (6) 介護（日常生活動作・日常生活の質の向上）
- (7) レクリエーション
- (8) 送迎

3. 利用料金について

- (1) 別紙の料金表を参照してください。
なお、豊橋市は、地域区分「7級地」に該当する為、1単位当たりの単価は10.17円で、介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。
- (2) 支払い方法については、毎月15日までに前月分の請求書を発行致しますので、その月の末日までにお支払い下さい。お支払い後、領収書を発行致します。
なお利用料は項目により確定申告の医療費控除の対象となりますので、領収書は大切に保管してください。（領収書の再発行は致しません）
- (3) 支払い方法は、口座振替、銀行振込、窓口での現金払い（又はカード払い）の方法がございます。赤岩荘窓口での受付は日祝と光生会規定の休日（8/14、12/30～1/3の休日）を除く、平日9:00～17:00、土曜9:00～12:00となります。
来荘が困難な場合は、送迎時に職員へ利用料をお渡しいただく方法もございます。
口座振替をご利用の場合は26日が引落日となります。土日祝の場合は翌営業日が振替日となります。

4. サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 利用をキャンセルされる場合、前営業日の17：30までにご連絡下さい。
（体調不良等でやむを得ない事情の場合は当日の8:30までをお願いします）
- (2) 予定送迎時間をお伝えしておりますが、天候や渋滞など交通事情により遅延が生じる場合があります。大幅に遅れる場合はこちらからご連絡致します。
- (3) ご家族の都合で送迎される場合は事前にご連絡下さい。
- (4) 共有の施設・設備は、他の利用者の迷惑にならないようにご利用下さい。
- (5) 利用日を変更する時は、必ず担当ケアマネジャー、もしくは赤岩荘デイケアまでご相談下さい。
- (6) 原則として、こちらで定められたサービス提供時間内でご利用をお願いします。
- (7) ご利用のお申し込み時及び介護保険証更新・変更時に介護保険証を確認させていただきます。
- (8) 介護保険証の番号や内容に変更があった時は、必ず赤岩荘デイケア職員までお伝え下さい。

(9) 貴重品について、通所リハビリテーションご利用の際には、現金などの貴重品は持参なさらないで下さい。紛失してしまった場合の責任は負いかねます。

利用者同士での物の受け渡しもトラブルの元となることがあります。こちらもあわせてご遠慮下さるようお願い申し上げます。

(10) その他トラブルが発生した場合には、その都度協議しご相談させていただきます。

5. 通所リハビリテーション利用に際してのお願い

・高齢者に起こりやすい事故や発生しやすい病気について（一般論として）

加齢と共に血管や皮膚等が弱くなり、少しの摩擦や打撲で表皮剥離や皮下出血が起きたり、骨粗しょう症により骨がもろくなり容易に骨折することもあります。また脳や心臓の疾患により急変される場合もあり、さまざまな危険が伴います。

出来る限りの安全な環境づくりに努めさせていただきますが、赤岩荘は集団生活の場であり、これらの事故等は老化に起因する点である事と、ご家庭でも起こり得る事をご理解下さい。

・突発的な体調不良、発病、急変について

体調が不調となり気分が悪くなった時などには、すみやかにお申し出下さい。ご利用中に突然、発病、急変することもあります。そのような時は直ちに医師の指示のもとで、応急的な処置を行います。その後の状態によっては救急車を呼び病院へ搬送させていただく場合もあります。赤岩荘は病院ではなく介護施設であり、あらゆる処置ができるわけではございませんのでご理解下さい。

・虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じています。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 玉木 昌子

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための委員会や研修を実施しています。

・ハラスメントについて

職員、利用者又は保証人の関係において次のようなハラスメントは固くお断りします。ハラスメント等によりサービスの中断や契約を解除する場合があります。介護サービスの継続的かつ円滑な利用の為、ご協力をお願い致します。

(1) 身体的暴力…身体的な力を使って危害を及ぼす行為

例：コップを投げつける。叩く。蹴る、唾を吐く。刃物を向ける。

(2) 精神的暴力…個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為

例：怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。理不尽なサービスを要求する。

(3) セクシュアルハラスメント…意に沿わない性的誘いかけ、好意的な態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

例：必要もなく手や腕を触る。抱きしめる。卑猥な言動を繰り返す。

(4) その他…職員の自宅の住所や電話番号を何度も聞く、ストーカー行為 など

6. 協力医療機関について

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・ 協力医療機関

- ・ 名 称 光生会病院
- ・ 住 所 豊橋市吾妻町 1 3 7 番地

- ・ 名 称 光生会赤岩病院
- ・ 住 所 豊橋市多米町蟬川 3 3 - 7 0

・ 協力歯科医療機関

- ・ 名 称 小笠原歯科医院
- ・ 住 所 豊橋市多米中町 4 - 2 1 - 2 0

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

7. 非常災害対策

(1) 消防用設備

スプリンクラー、補助散水栓、消火器、防火扉、避難設備、非常用放送設備等

(2) 防災用備蓄品

救助資器材、非常食糧、飲料水、毛布、衛生品等

(3) 防災訓練

月 1 回（通信訓練、消火訓練、避難訓練および総合訓練については年 1 回）

(4) 大規模災害等に対する対応

赤岩荘消防計画および業務継続計画に従い利用者の安全措置を図ります。

①南海トラフ地震への対応

赤岩荘通所リハビリテーションでは、想定される南海トラフ地震の地震防災対策として、利用者の安全を第一に考え、赤岩荘地震防災規定により下記のように定めています。

- ・ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合
状況に応じてとなりますが、通常通りご利用いただけます。
- ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合
状況に応じてとなりますが、ご利用を相談させていただきます。
すでに利用を開始されている場合は引き続きご利用いただけます。送迎中の場合はご自宅まで送迎します。ただし、やむを得ない事情により困難と判断された場合は施設にて一時保護致します。

建物が被害を受けて、施設内に留まれない場合には、指定された避難所に避難を開始します。ご家族への引き継ぎは、ご家族が直接施設又は避難所へ引き取りに来られた場合のみ行います。

8. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

9. 苦情等の申し出について

当施設では、苦情に適切に対応する制度を整えております。なんなりと気軽にお申し出下さい。

- | | |
|----------------|--|
| (1) 苦情解決責任者 | 施設長 玉木昌子 |
| (2) 苦情受付担当者 | 看護師長 伊東清貴 介護主任 高橋卓也 |
| (3) 電話番号 | 0 5 3 2 - 6 6 - 1 2 2 0 |
| (4) ファクス番号 | 0 5 3 2 - 6 6 - 1 1 2 6 |
| (5) 明日のために BOX | 受付窓口等に「意見箱」を設置 |
| (6) その他関係機関 | 東三河広域連合 介護保険課 電話 0532-26-8471
愛知県国民健康保険団体連合会介護保険課
電話 052-971-4165 |

10. 個人情報

当施設とその職員は、業務上知り得た利用者の秘密を、正当な理由なく第3者へ漏らしません。ただし業務上情報を使用せざるを得ない場合（サービス担当者会議や市町村との連携、厚労省への報告等）があることをご承知おき下さい。また学生が教育の一環で、個人情報を利用させていただく事がありますが、個人情報の取り扱いは職員に準じ遵守してまいります。

11. 事故発生時の対応

サービスの提供により、骨折などの重大事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行うと共に、東三河広域連合、担当する居宅介護支援事業所等に連絡致します。そして必要な措置を講じていきます。また賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに協議を行い、誠意をもって解決に努めてまいります。

12. その他

(1) 実習生ボランティアの受け入れ

資格修得のための実習生、ボランティア、学生の福祉体験等の受け入れを積極的に行っています。

以上、通所リハビリテーションを利用される場合は、これらの内容を十分にご理解の上、「通所（介護予防）リハビリテーション利用契約書」にご記入をお願い致します。不明な点等ございましたら、ご遠慮なく担当者へお申し出下さい。

令和8年8月1日現在